

## 公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年4月25日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

# 出資団体監査報告

## 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
久留米市土地開発公社	平成31年1月18日 ～平成31年4月30日	0	1

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成29年度及び平成30年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 出資の内容

### 1 出資の名称

久留米市土地開発公社 出資金

### 2 設立（出資）の目的

本公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条の規定に基づき、公共用地及び公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 3 基本財産及び市出資金（平成30年3月31日現在）

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 基本財産 | 7,000,000円 |
| (2) 市出資金 | 7,000,000円 |

## 第4 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討を要する事項が認められた。

### 意 見

久留米市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、久留米市域の秩序ある整備を図るため必要な土地の先行取得を行うために設立された団体である。公社では、公社が取得し5年以上経過した土地（以下「長期保有土地」という。）の解消が課題となっている。平成18年度には簿価で約42億円あった長期保有土地が、24年度には約6億6千万円まで大きく減少したものの、それ以降は横ばいで推移しており、現状では取組が停滞していると評価せざるを得ない。また、長期保有土地は、公社の健全な経営にとって潜在的なリスクといえる。長期保有土地の早期解消に向けて、市の所管部局及び事業部局と協議を行うとともに、他自治体の公社の先進的事例などを調査・研究し、取組を進められることを望む。

# 財政援助団体監査報告

## 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米文化振興会	平成31年1月18日 ～平成31年4月30日	2	0

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成29年度及び平成30年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 財政援助の内容

- 1 財政援助の名称 (所管部局)  
公益財団法人 久留米文化振興会補助金 (市民文化部)
- 2 財政援助の目的  
久留米文化振興会へ補助金を交付することにより、久留米市の文化芸術の振興に資することを目的とする。
- 3 事業費及び財政援助の額 (平成29年度決算額)
  - (1) 事業活動費 841,958,533円
  - (2) 援助額 307,942,535円

## 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正を要する事項が認められた。

### 指 摘 事 項

- 1 保管されている切手や往復はがきについて、切手等受払簿に記載がないものがある。
- 2 過年度に発生した未収入金について、平成29年4月以降請求が行われていない。

# 財政援助団体等監査及び 公の施設の指定管理者監査報告

## 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会	平成31年1月18日 ～平成31年4月30日	3	0

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成29年度及び平成30年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、平成29年度及び平成30年度の公の施設の指定管理に係る事務について、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 出資の内容

### 1 出資の名称

公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 出えん金

### 2 設立（出資）の目的

本協会は、久留米市の有する歴史、文化、産業その他の特性を活かし、久留米市における観光及びコンベンションの振興を図るとともに、市民の国際理解及び市民による国際交流を推進し、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

### 3 基本財産及び市出資金（平成30年3月31日現在）

(1) 基本財産 119,961,478円

(2) 市出資金 48,000,000円

## 第4 財政援助の内容

### 1 財政援助の名称（所管部局）

公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会補助金（商工観光労働部）

魅力発信強化事業費補助金（商工観光労働部）

サイクリングセンター事業費補助金（商工観光労働部）

サイクルファミリーパーク運営補助金（商工観光労働部）

## 2 財政援助の目的

久留米観光コンベンション国際交流協会の行う事業を総合的に支援し、久留米市における観光事業の振興を図るとともに、都市魅力を生かしたコンベンション都市づくりを推進し、併せて市民の国際理解及び市民による国際交流を推進し、もって地域振興を図ることを目的とする。

## 3 事業費及び財政援助の額（平成29年度決算額）

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 事業活動費 | 375,389,071円 |
| (2) 援助額   | 254,896,000円 |

## 第5 指定管理の内容

### 1 指定管理者の名称（所管部局）

公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会（商工観光労働部）

### 2 監査対象施設

久留米市草野歴史資料館、山辺道文化館、久留米市世界のつばき館、久留米市田主丸ふるさと会館

### 3 指定管理料

平成29年度決算額 41,782,418円

## 第6 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正を要する事項が認められた。

また、指定管理に係る事務は、関係法令等に準拠し、おおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正を要する事項が認められた。

### 指 摘 事 項【財政援助団体等監査】

- 1 サイクルファミリーパークに設置した遊具の利用料金について、収入の実績として記載している内容や様式は、現金出納の証拠書類としては不十分なものである。また、現金取扱いに関する体制及び規程等も整備されていない。
- 2 販売目的で購入、作製された物品について、年度末に棚卸しや資産計上がなされていないものがある。

### 指 摘 事 項【公の施設の指定管理者監査】

指定管理者が清掃、警備等の施設管理業務の一部を第三者に委託していることに関しては、市の指定管理者制度運用のガイドラインに、市へ事前の確認を取る必要があるとされているが、その事前確認の事務手続きがなされていない。